

平成14年 2月 26日

株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ
株 式 会 社 東 京 三 菱 銀 行
三 菱 信 託 銀 行 株 式 会 社

信託代理店設置認可取得について

本日、三菱信託銀行株式会社 取締役社長 内海 暎郎)は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第5条に基づき、株式会社東京三菱銀行 頭取 三木 繁光)を代理店とする信託代理店設置の認可を取得しましたのでお知らせいたします。これを受け、両行は信託代理店契約を締結することといたします。

東京三菱銀行は、これに伴い本年4月1日より三菱信託銀行の信託代理店業務を開始する予定です。信託代理店業務を行なう東京三菱銀行の店舗数は、法人営業拠点を全て含む170店超、取扱い業務は年金業務・証券代行業務をはじめ認可を受けた全ての業務(業務後述)とする予定です。

今回の信託代理店業務開始により、東京三菱銀行は、お客様の信託ニーズを三菱信託銀行に紹介する従来の対応に止まらず、お客様の多様なニーズに対し自ら信託業務をご案内し、従来より踏み込んだソリューションをご提供していくことも可能となります。また、東京三菱銀行の各店舗に対して担当となる三菱信託銀行の対応店がそれぞれ定められている従来の協働の枠組みを用いて、専門性の高いご相談をはじめとして、両行が一体となりご提案していく体制をさらに充実させてまいります。

これにより、信託銀行の専門性と都市銀行の広範な店舗網を最大限に活かし、お客様に対して三菱東京フィナンシャル・グループとして専門性を高度化した総合金融サービスを一層迅速かつ的確に提供してまいります。

なお、今回は法人向け業務において信託代理店の認可を取得しましたが、現在個人向け信託業務についても認可申請を検討中です。今後も、当局の認可を前提に取扱い代理業務の追加、東京三菱銀行の取扱い店舗拡大を積極的に検討し、金融サービスの更なる多角化・高度化を目指してまいります。

【代理店設置の概要】

代理店業務開始日： 平成 14年 4月 1日

取扱い代理業務 ： 年金信託（年金特金を含む）
証券信託（特金・特金外）（確定拠出年金特金を含む）
金庫株専用信託
退職給付信託
金銭債権の信託（一括支払信託を含む）
不動産管理処分信託
証券代行業務 計 7業務

取扱い店舗（東京三菱銀行）

： 全国の法人営業拠点全店（全店舗で上記 7業務取扱い）
＝平成 14年 1月末現在：177店舗＝

（照会先）

三菱東京フィナンシャル・グループ	経営政策部広報室：堤	03-3240-8136
東 京 三 菱 銀 行	広 報 室：田子	03-3240-2950
三 菱 信 託 銀 行	経営企画部広報室：宮腰	03-3519-3070